

産業廃棄物処理計画書

令和6年7月16日

京都府知事 様



提出者

住 所 京都府木津川市吐師上柏谷17-1

氏 名 木津川市上下水道事業管理者 職務代理者

上下水道部長 福井崇文

電話番号 0774-75-1251

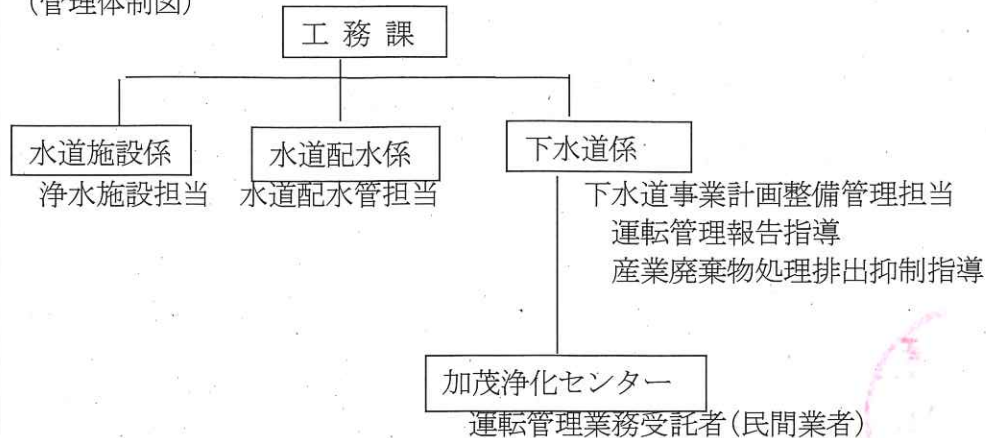
(担当部署)工務課下水道係 TEL0774-75-1251

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	加茂浄化センター
事業場の所在地	京都府木津川市加茂町里北古田1-3
計画期間	令和6年4月1日 から、令和7年3月31日 まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	下水道処理施設維持管理業 (日本標準産業分類番号3631)
②事業の規模	下水道業 年間下水処理量 111万立方メートル
③従業員数	8人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	流入 → 沈澱池 → ⑤ → 攪拌・シフォン・イッチ槽 → 最終沈澱池 余剰汚泥 ↓ 急速砂ろ過設備 (将来) → 濃縮汚泥貯留槽 → 汚泥脱水機 → 場外搬出 ⑥ ↓ 塩素滅菌池 → 河川放流 コンポスト設備[将来] ← 緑農地還元[将来]

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚 泥	
	排 出 量	10,208 t	t
	(これまでに実施した取組) 水処理設備の適正運転に努め、汚泥転化率を改善する。 汚泥濃縮槽を増設し(平成21年度)、汚泥濃度を高め汚泥発生量を削減する。 脱水機運転の効率を上げ、自ら中間処理により減量した量を改善しようとした。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚 泥	
	排 出 量	10,000 t	t
	(今後実施する予定の取組) 水処理設備の適正運転に努め、汚泥転化率を改善する。 汚泥濃縮時間を長めに設定し、汚泥濃度を高める。 汚泥脱水機の適正運転に努め、排出汚泥量を削減する。 スtockマネジメント計画による機器の更新により、排出の抑制を図る。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 発生箇所別に、飛散・流出の無い状況で分別保管を実施。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) Stockマネジメント計画による施設の更新により、今後も適正な産業廃棄物の分別を行う。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚 泥	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	—— t	t
	(今後実施する予定の取組) 当該施設単独での再生利用は困難と考える。 広域処理再利用計画等の照会があれば、参加等を検討する。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（ 令和 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚 泥	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—— t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	9, 4 8 4 t	t
② 計画	(これまでに実施した取組) 水処理設備の適正運転に努め、汚泥転化率を改善する。 汚泥濃縮設備を増設し(平成21年度)、汚泥濃度を高め汚泥発生量を削減する。汚泥濃縮時間長くし、汚泥濃度高める。 脱水機の適正運転により中間処理による減量改善。		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚 泥	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	—— t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	9, 2 8 5 t	t
(今後実施する予定の取組) 今後も継続して、水処理設備と汚泥処理設備、汚泥脱水機の適正運転に努め、汚泥転化率の改善、汚泥発生量を抑制、汚泥処分量の減量化に努める。また、ストックマネジメント計画による施設更新により、中間処理量の削減に努める。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（ 令和 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥(脱水ケーキ)	
	全 処 理 委 託 量	7 2 4 t	t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	7 2 4 t	t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	—— t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	—— t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	—— t	t
	(これまでに実施した取組) 脱水機の適正運転に努め、脱水汚泥の含水率を下げ処理量の削減に努めた。 脱水用凝集剤を実機テストで試し含水率の改善に努めた。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥(脱水ケーキ)	
	全処理委託量	715 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	715 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	—— t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	—— t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	—— t	t
	(今後実施する予定の取組) 汚泥発生量を抑制し、中間処理する汚泥量を削減することで、全処理する脱水ケーキ量の削減に努める。 脱水機の適正運転に努め、脱水ケーキの含水率を低下させることで、全処理委託量の削減に努める。 脱水用凝集剤と汚泥との適正化をよりよくする。 広域処理委託計画等の照会があれば、参加等を検討する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。